

臨時的任用職員の給与処遇月額化に伴う変更点について

1 給料・諸手当について

臨時的任用の学校事務職員の給与処遇が月額化されることに伴い、変更される給与処遇上の取扱いは次のとおり。

項目	(参考) 日額	月額
準じる給料表	— (これまでは行政職給料表の高卒初任給を日割り)	行政職給料表(1級)
初任給号給	—	11号給
最高号給	—	上限なし
昇給	なし(単一給であるため、前歴加算を加味した初任給決定もなし。)	なし(ただし、任用の都度初任給決定を行う)
諸手当	通勤手当及び実績に対する手当(超過勤務手当・特殊勤務手当)のみ支給	行政職給料表が適用される常勤職員同様(退職手当も支給) なお、月途中採用の臨時的任用職員の通勤手当については令和元年度までは、①月途中の任用及び月途中の任期満了の場合は当該月のみ1カ月定期券額を日割りした額と②任用期間全てを定期券対応した場合の額とを比較し安価な額を支給していたが、令和2年度からは月途中の任用及び月途中の任期満了の場合は当該月のみ1カ月定期券額を日割りして支給する。

2 支給の具体例

<日額>

本給	給与月額	年収
8,420円	168,400円	2,020,800円

<月額>

	本給	給与月額	年収
1年目	145,200円	168,400円	2,774,200円
5年目	168,100円	195,000円	3,212,400円
10年目	200,700円	232,800円	3,835,100円

※日額の給与月額は当該月に20日勤務したものと試算。

※月額の給与月額は地域手当込みで試算。

※期末・勤勉手当は令和元年度6月期の支給月数を用いて試算。

※100円未満は四捨五入して試算。